

令和9年度小学校新1年生の保護者の皆さまへ 就学援助 新入学学用品費の入学前支給のご案内

令和9年度に小学校へ入学されるお子さまの保護者の方で、経済的な理由でお困りの方に、新入学学用品費の支給を入学前に行います。所沢市立小・中学校在籍のお子さまがいる令和8年度就学援助認定世帯は、申請不要です。

1. 対象者 収入の有無に関わらず、所得（R7年分）の申告が必要

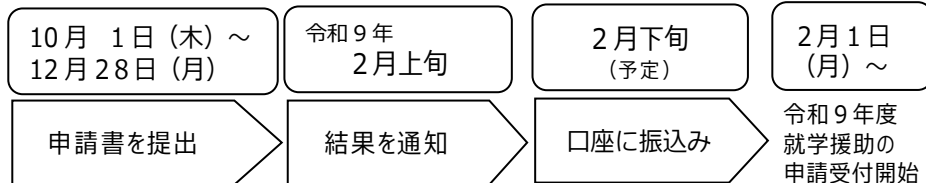
- (1) 所沢市内に住所を有し、所沢市立小学校に入学予定の児童の保護者
- (2) 所沢市の就学援助の認定基準（次頁）に該当する方
- (3) 他市区町村で支給を受けていない方

※ 生活保護を受けている方は対象外です。生活保護費より支給されます。

2. 援助の内容（予定）

支給額 64,300 円 振込日 令和9年2月下旬

3. 申請手続きから支給までの流れ



◎入学後の就学援助の他の項目（学用品費等）の支給を希望する場合は、別途申請が必要です。入学説明会で案内を配布、2月より受付を開始します。

【令和8年1月～令和8年12月分の年間所得を基に審査】

4. 注意事項

- ◆ 入学前に新入学学用品費の支給を受けた方は、入学後の就学援助の「新入学学用品費」は支給されません。
- ◆ 入学前に新入学学用品費の支給を受けられなかった方でも、令和9年度就学援助で4月・5月に認定された場合、「新入学学用品費」を支給します。

－お問合せ－ 所沢市教育委員会 教育総務課
電話 04-2998-9232 ファックス 04-2998-9128
メール a9232@city.tokorozawa.lg.jp



◎就学援助の認定基準 *金額は家族の年齢等により異なります。目安としてご覧ください。

世帯の人数	世帯構成（例）	基準となる年間所得 (年収の金額は給与の源泉徴収票の支払金額です)
2人	母35才 子5才	およそ 213万円（年収約330万円）
3人	父35才 母33才 子5才	およそ 246万円（年収約376万円）
4人	父40才 母35才 子（5才,3才）	およそ 281万円（年収約419万円）
5人	父45才 母38才 子（5才,3才,1才）	およそ 298万円（年収約441万円）

【令和7年分の年間所得を基に審査。年収は世帯で収入が1人の場合の目安です。】

※住居が賃貸の場合、契約書のコピーを提出いただくと、基準となる年間所得額が高くなります（最大74万円）。

5. 申請方法

提出書類	「就学援助 新入学学用品費入学前支給申請書」 ※令和8年1月2日以降に所沢市へ転入された方は前市区町村で発行ができる令和8年度課税（非課税）証明書をご提出ください。確定申告された方は申告書控えでも可。
提出先	所沢市役所6階 教育総務課 （*入学予定の小学校では受付できません） ① 郵送する場合 〒359-8501 所沢市並木1-1-1 教育総務課宛 に郵送 *申請者の口座がわかるものの写しを同封してください。 ② 窓口で記載する場合（混雑のためお待ちいただく場合があります） *申請者の口座がわかるものをご持参ください。
しめきり	令和8年10月1日（木）から令和8年12月28日（月）まで

6. よくある質問

Q：記載内容を誤ってしまった。訂正したい場合、訂正印は必要か。

A：訂正印は不要です。誤って記載した箇所に二重線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

Q：賃貸に居住しているが、賃貸契約書は申請時に必要か。

A：賃貸契約書がなくても申請は可能です。提出がない場合は家賃額を0円として算定します。※家賃額が算定に必要な場合は、教育委員会から別途通知します。

Q：昨年は所得がないため申告していないが、どうしたらよいか。

A：市役所2階の市民税課にて所得がない旨を申告し、受付印のある申告書の控えを教育総務課へご提出ください（※令和8年1月2日以降に所沢市に転入された方は、前市区町村にお問い合わせください）。